

俳優・アニメーター・柔道整復師

労災特別加入を了承

個人事業主が労災保険に特別加入できる制度について、厚生労働省は8日、俳優など芸能従事者・アニメーター・柔道整復師の3業種を追加する方針を労働政策審議会の部会に正式に示し、大筋了承された。来年度にも実施する見通し。

労災保険は本来、雇われて働く人が対象で、人を雇う事業主は加入して保険料を負担することが義務づけられている。他方で、個人事業主でもリスクの高い仕事があるため、過去の状況などを踏まえ、これまでも建設業の一人親方などを特別加入の対象としてきた。

厚労省によると、新たに対象となる芸能従事者は約21万8千人、アニメーターは約1万人、柔道整復師は約7万人。加入は任意で、保険料は個人事業主が負担する。加わる3業種の保険料は、希望する給付日額3500〜2万5千円の0.3%。日本アニメーター・演出協会の大坪英之事務局長は「作品づくりが最優先となり、健康を顧みる意識が薄いことがある。補償があるとうれしい」と話した。

リハで骨折 認定の壁厚く

労災保険の適用対象になる働き手かどうかは、契約の形式ではなく、実際の働き方をみて判断されている。仕事の依頼を断る自由があるか▽仕事中に指揮監督を受けているか▽場所や時間が拘束されているか――などが考慮される。

保険料とセット

ただ、個人事業主にとって特別加入は保険料負担とセットだ。そのため、本来の労災の対象にするよう求める動きもある。その一つが飲食宅配代行サービスの働き手だ。「労働力を確保して事業を行う企業側が保険料を負担する形で、適用を拡大すべきだ」。ウーバーイーツの働き手をつくる労働組合「ウーバーイーツユニオン」は8月、厚労省に要望書を提出した。

厚労省は今回、飲食宅配代行業も特別加入の対象にすることを検討。意見募集の際に特別加入を求める団体が多かったため見送った。今後も業種の拡大を検討していくとしている。

労災申請しても認められない」と不支給を決定。東京労働局の審査官も退けたため、再審査を請求した。

労災申請しても認められない。俳優らの権利向上を目指す日本俳優連合が求めてきたのが特別加入

プロダクションの労働者ではない」と不支給を決定。東京労働局の審査官も退けたため、再審査を請求した。

俳優、撮影、照明、舞台監督など

アニメーター

柔道整復師

芸能従事者

個人タクシー運転手

建設業 一人親方など

トラクターなどを使う農業従事者、林業、漁業

いま特別加入できる主な業種

今回加える方針が示された業種

労災の特別加入制度の対象に3業種が加わる